



福岡医発第 1743 号(地)
令和 4 年 9 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
抗原検査の取り扱いについて

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて、別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、令和 4 年 9 月 20 日付「検査料の点数の取扱いについて」(福岡医発第 1705 号(地))にてご連絡のとおり、「SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」が診療報酬上追加されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査として取り扱う旨、連絡するものです。

本県における標記行政検査の取扱いについては、本会を取りまとめ機関とした同行政検査に係る福岡県との集合契約において、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」(令和 2 年 3 月 4 日付健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。)が改正された場合には、当該通知の改正に基づく見直しがされたものとみなすものと規定されているため、「SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」についても、行政検査に使用できますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会 長 島田昇二郎

日医発第 1097 号（健Ⅱ）
令和 4 年 9 月 8 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取り扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされました。

本事務連絡は、「SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」が診療報酬上追加されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査としても取り扱う旨、連絡するものです。

なお、既に締結済みの行政検査の契約については、都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、「SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」による方法が含まれているものとみなすとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方につきまして、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（[令和 2 年 10 月 19 日付（健Ⅱ305F）](#) 参照）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和 4 年 3 月 4 日付（保 305）参照）

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
抗原検査の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。）及び「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年 3 月 25 日付け健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 5 月 22 日最終改正。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「検査料の点数の取扱いについて」（令和 4 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 6 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省健康局結核感染症課長通知の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、内容を了知の上、関係各所に対し周知徹底を図られたい。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取扱いについて」（令和 3 年 5 月 12 日付け事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取扱い

次に掲げる厚生労働省健康局結核感染症課長通知中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出を含む。）」と取り扱う。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）
- ・ 「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和 2 年 3 月 25 日付け健感発 0325 第 2 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 5 月 22 日最終改正。以下「3 月 25 日課長通知」という。）

2. その他

1. に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）並びに 3 月 25 日課長通知の別添の事務契約書（案）及び覚書（案）の「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に「SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に「SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」が含まれているものとみなすものとする。

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班